

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

旭川厚生年金 事案985

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年12月は62万円、18年1月は38万円、同年3月から同年8月までは36万円、同年10月から同年12月までは38万円、19年1月及び同年3月は41万円、同年4月から同年6月までは38万円、同年7月は34万円、同年8月は41万円、同年9月は17万円、同年10月は26万円、同年11月は32万円、20年2月は17万円、同年3月、同年4月及び同年8月は41万円、同年9月は17万円、同年11月から21年1月までは41万円、並びに同年2月及び同年9月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月1日から21年10月1日まで
② 平成17年12月
③ 平成18年12月
④ 平成19年12月
⑤ 平成20年12月
⑥ 平成21年12月

申立期間①について、B業務として従事しており、月給は平均して40万円だった。当該期間に一度も標準報酬月額が改定されていないのは明らかに問題があり事実と相違する。関係資料（計算書、源泉徴収票等）に基づき正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②から⑥までについて、賞与を毎年12月末におよそ20万円もらっていたのに標準賞与額の記録が無いので、年金額の計算対象となる期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間に係る申立人から提出された給与計算書、給

与所得の源泉徴収票、市民税・都道府県民税所得課税証明書、及びC年金事務所から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①のうち平成17年12月、18年1月、同年3月から同年8月まで、同年10月から19年1月まで、同年3月から同年11月まで、20年2月から同年4月まで、同年8月、同年9月、同年11月から21年2月まで及び同年9月の期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認又は推認できる。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与計算書、給与所得の源泉徴収票、市民税・都道府県民税所得課税証明書、及び申立人に係る賃金台帳から、平成17年12月は62万円、18年1月は38万円、同年3月から同年8月までは36万円、同年10月から同年12月までは38万円、19年1月及び同年3月は41万円、同年4月から同年6月までは38万円、同年7月は34万円、同年8月は41万円、同年9月は17万円、同年10月は26万円、同年11月は32万円、20年2月は17万円、同年3月、同年4月及び同年8月は41万円、同年9月は17万円、同年11月から21年1月までは41万円、並びに同年2月及び同年9月は17万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られないため確認できないが、申立人及びC年金事務所から提出された資料において確認できる社会保険料控除額又は給与支払金額から推認される報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料で推認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成18年2月、同年9月、19年2月、同年12月、20年1月、同年5月から同年7月まで、同年10月及び21年3月から同年8月までの期間について、前述の給与計算書、給与所得の源泉徴収票、市民税・都道府県民税所得課税証明書、及び申立人に係る賃金台帳から確認又は推認できる事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当た

らないため、あっせんは行わない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①のうち平成18年2月、同年9月、19年2月、同年12月、20年1月、同年5月から同年7月まで、同年10月及び21年3月から同年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②から⑥までについて、申立人は、A株式会社における標準賞与額の記録が欠落していると主張している。

しかしながら、申立期間②から⑥までについて、申立人に対して賞与が支給され、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる資料は無い上に、A株式会社からは回答を得られないことから、当該期間の賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川国民年金 事案641

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から45年3月まで

私が20歳になった昭和42年*月頃、住み込みで働いていた職場にA市役所の職員が来て、国民年金への加入手続を行った。

申立期間当時は、毎月、A市役所の女性職員が来ており、200円か250円くらいの国民年金保険料を納付し、国民年金手帳には、印紙を貼ってもらったことを記憶している。

申立期間当時の国民年金手帳は紛失してしまったが、当該年金手帳には印紙が貼ってあったので間違いなく国民年金保険料を納付していたことから、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和42年*月頃、住み込みで働いていた職場にA市役所の職員が来て、国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、B社会保険事務所（当時）において払い出されていることが確認でき、申立人の主張する加入手続を行った市町村と異なる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の強制加入被保険者の国民年金被保険者資格取得日及び国民年金保険料の納付開始時期から、昭和45年5月頃であると推認でき、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、42年8月から43年3月までの保険料は、特例納付により納付した場合を除き、時効により納付することができない上、申立人に対し、A市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの国民年金保

険料は、過年度保険料として納付することが可能であるものの、申立人は、保険料を遡って納付した記憶は無い上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案642

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年3月まで

昭和49年*月、私が20歳になると同時に、父親がA町（現在は、B町）において、私の国民年金の加入手続を行った。

当時、私はC市にある大学の学生であったため、父親が私の国民年金保険料を納付し、保険料の納付を始めた際にはその旨を私に報告していた。

また、年金問題が報道されるようになった頃、父親に私の国民年金について再度確認したところ、間違いなく国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとのことであった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金への加入手続を行い、申立期間における申立人の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、申立人に聴取しても、保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、申立人の父親は、既に亡くなっていることから証言を得ることができず、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述を得ることができない。

また、申立人が所持する年金手帳によると、申立人が申立期間直後から加入している厚生年金保険の記号番号の記載は確認できるものの、国民年金の記号番号の記載は確認できない上、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 63 年まで
新聞広告のチラシの募集を見てA市にある株式会社BにC業務として入社した。
初めて働いた会社で、年金手帳をもらい、給与明細から厚生年金保険料を控除されていたのを覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の回答から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が株式会社Bに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Bは平成 20 年 4 月 * 日に厚生年金保険被保険者がいなくなっており、同社とは連絡が取れない上、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡等により連絡が取れないほか、連絡が取れた唯一の役員は、「当時の関係資料が無いため、申立人については何も分からない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、男性の同僚一人、女性の同僚二人、計 3 人の同僚の名前を挙げているが、このうち男性の同僚一人は、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、同姓の者が確認できるものの、連絡が取れないことから供述を得ることができない上、残りの女性の同僚二人は、被保険者名簿において名前が確認できない。

さらに、株式会社Bに係る被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚 18 人に照会し、10 人から回答を得たところ、このうち 8 人は申立人の名前に記憶が無いとしている上、残り二人は、申立人の名

前に記憶があるとしているものの、申立期間当時、同社では「女性のC業務は、厚生年金保険に加入していない者が多かった。このため、申立人も厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料を控除されていなかったと思う。」と回答している。

加えて、上記の回答があった同僚10人のうち、女性の同僚7人の職種をみると、5人は同社が保有する施設のD業務であったとし、残り二人はE業務であったとしており、申立人と同職種（C業務）の者は確認できない。

その上、オンライン記録によると、申立人は、昭和50年12月1日から63年12月15日まで、申立人の実父の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。